

【事業所調査】

4 喫煙対策の実施状況

(1) 喫煙対策の実施率

喫煙対策に取り組んでいる事業所は59.1%となっており、(前回47.7%)に比べて11.4ポイント上昇している。

事業所規模別にみると、5,000人以上規模では100%実施されており、1,000～4,999人規模及び300～999人規模で9割を超えている。

喫煙対策の取組内容(複数回答)としては、「喫煙場所を設けている」75.1%が最も高く、次いで「禁煙場所を設けている」42.7%、「会議、研修等の場所を禁煙にしている」36.3%の順となっている。

事業所規模別にみると、300人以上のすべての規模で、「禁煙場所を設けている」「喫煙場所を設けている」「会議、研修等の場所を禁煙にしている」「たばこの煙を排気・除去する装置等を設置している」を挙げた事業所の割合が5割を超えている。(第17表)

第17表 喫煙対策取組の有無及び取組内容別事業所割合

事業所規模	事業所計	取組内容 (複数回答)													喫煙対策に取り組んでいない
		喫煙対策に取り組んでいる	事業所全体を禁煙にしている	禁煙場所を設けている	喫煙場所を設けている	禁煙タイムを実施している	会議、研修等の場所を禁煙にしている	たばこの煙の排気・除去する装置を設置している	喫煙に対する健康指導を実施している	喫煙対策の担当者、担当部署を定めている	喫煙対策のための委員会等を開催している	浮遊粉じん、CO等の濃度を測定している	その他		
平成14年	100.0	59.1	(100.0)	(14.2)	(42.7)	(75.1)	(11.2)	(36.3)	(25.1)	(8.9)	(2.3)	(1.2)	(3.3)	(1.1)	40.9
5,000人以上	100.0	100.0	(100.0)	(26.0)	(71.2)	(100.0)	(17.5)	(77.9)	(91.1)	(83.4)	(18.6)	(10.8)	(37.1)	(6.9)	-
1,000～4,999人	100.0	98.2	(100.0)	(6.3)	(62.8)	(95.8)	(22.5)	(65.9)	(74.0)	(53.6)	(19.1)	(11.4)	(25.1)	(1.4)	1.8
300～999人	100.0	93.9	(100.0)	(10.4)	(53.5)	(91.1)	(15.7)	(56.2)	(54.0)	(26.7)	(7.9)	(4.4)	(12.5)	(1.7)	6.1
100～299人	100.0	86.7	(100.0)	(6.9)	(48.5)	(86.9)	(14.5)	(46.5)	(41.2)	(17.4)	(4.5)	(2.1)	(8.0)	(1.8)	13.3
50～99人	100.0	73.9	(100.0)	(9.5)	(49.1)	(78.9)	(13.7)	(42.1)	(32.4)	(10.9)	(2.2)	(2.3)	(5.0)	(1.4)	26.1
30～49人	100.0	68.3	(100.0)	(12.7)	(46.6)	(77.3)	(14.5)	(34.1)	(29.0)	(6.4)	(1.2)	(1.1)	(2.8)	(0.2)	31.7
10～29人	100.0	53.6	(100.0)	(16.1)	(40.0)	(72.5)	(9.7)	(34.5)	(20.9)	(7.9)	(2.2)	(0.8)	(2.4)	(1.2)	46.4
平成9年	100.0	47.7	(100.0)	(9.4)	(-)	(-)	(18.8)	(28.8)	(21.7)	(7.7)	(1.8)	(1.5)	(4.8)	(2.9)	52.3

(注) 「禁煙場所を設けている」及び「喫煙場所を設けている」は平成14年調査において新規の調査項目としたものであり、平成9年調査では「禁煙場所、喫煙場所を設けている」(喫煙対策に取り組んでいる事業所のうち78.8%)という2つをまとめた選択肢であった。

(2) 喫煙対策に取り組んでいない理由

喫煙対策に取り組んでいない事業所について、その理由をみると、「社内の合意が得られない」34.0%が最も高く、次いで「取り組む必要を感じない」31.5%、「喫煙者への配慮」23.3%の順となっている。(第18表)

第18表 喫煙対策に取り組んでいない理由別事業所割合

2つ以内の複数回答 (単位: %)

事業所規模	(取り組んでいない理由)							
	喫煙対策に取り組んでいない事業所計	社内の合意が得られない	取り組む必要を感じない	喫煙者への配慮	喫煙場所を設けるスペースがない	取り組むための資金	その他	
平成14年	[40.9]	100.0	34.0	31.5	23.3	18.9	4.3	18.7
5,000人以上	[ - ]	-	-	-	-	-	-	-
1,000~4,999人	[1.8]	100.0	47.8	12.8	12.6	18.1	17.1	39.4
300~999人	[6.1]	100.0	40.9	12.9	29.3	27.2	3.9	19.2
100~299人	[13.3]	100.0	37.5	19.2	29.4	20.2	4.5	18.7
50~99人	[26.1]	100.0	36.4	23.4	27.2	22.7	4.1	20.7
30~49人	[31.7]	100.0	25.7	31.4	30.4	15.1	5.6	19.7
10~29人	[46.4]	100.0	34.8	32.2	22.1	19.1	4.1	18.5
平成9年	[52.3]	100.0	29.4	35.7	25.6		2.4	25.9

(注1) 「喫煙場所を設けるスペースがない」は、平成14年調査において新規の調査項目とした。

(注2) [ ]は、全事業所のうち「喫煙対策に取り組んでいない事業所」の割合である。

【労働者調査】

3 喫煙状況及び喫煙対策

(1) 喫煙の状況

職場で「他の人のたばこの煙を吸入すること（受動喫煙）がある」とする労働者は、「ほとんど毎日ある」45.0%、「ときどきある」33.2%をあわせて78.1%となっている。

(第29表)

第29表 喫煙・非喫煙及び受動喫煙の有無別労働者割合

(単位：%)

性	労働者計	職場で他の人のたばこの煙を吸入すること（受動喫煙）の有無				喫煙者計	職場で他の人のたばこの煙を吸入すること（受動喫煙）の有無				非喫煙者計	職場で他の人のたばこの煙を吸入すること（受動喫煙）の有無						
		ある	ほとんど毎日ある		ときどきある		ない	ある	ほとんど毎日ある			ときどきある	ない	ある	ほとんど毎日ある		ときどきある	ない
			とどきある	とどきある					とどきある	とどきある					とどきある	とどきある		
男女計	100.0	78.1	45.0	33.2	21.9	39.3	33.9	24.9	9.0	5.4	60.7	44.3	20.1	24.1	16.5			
男	100.0	82.7	51.7	31.0	17.3	54.2	47.3	34.7	12.5	7.0	45.8	35.5	17.0	18.5	10.3			
女	100.0	70.7	34.0	36.7	29.3	15.0	12.2	8.8	3.4	2.8	85.0	58.5	25.3	33.3	26.5			

職場での喫煙で「不快に感じることに、体調が悪くなることの有無」についてみると、「よくある」とする労働者の割合は10.8%、「たまにある」は26.3%であり、職場での喫煙で不快感や体調が悪くなることのある労働者はあわせて37.2%となっている。(第30表)

第30表 職場での喫煙に関して不快感、体調が悪くなることの頻度別労働者割合

(単位：%)

性、喫煙・非喫煙	労働者計	職場での喫煙で不快に感じることに、体調が悪くなることの有無				
		ある	よくある		たまにある	ない
			よくある	たまにある		
計	100.0	37.2	10.8	26.3	62.8	
男	100.0	33.7	9.1	24.6	66.3	
女	100.0	42.8	13.7	29.1	57.2	
喫煙者計	[39.3]	100.0	18.6	2.1	16.5	81.4
男	[54.2]	100.0	19.4	2.2	17.2	80.6
女	[15.0]	100.0	14.2	1.8	12.4	85.8
非喫煙者計	[60.7]	100.0	49.1	16.5	32.7	50.9
男	[45.8]	100.0	50.7	17.2	33.5	49.3
女	[85.0]	100.0	47.8	15.8	32.0	52.2

(注) [ ]は、全労働者のうち「喫煙者」又は「非喫煙者」の割合である。

(2) 喫煙対策

職場における喫煙対策として望むことがあるとする労働者は90.7%となっている。これを男女別にみても差はないが、喫煙者・非喫煙者別にみると、喫煙者86.8%、非喫煙者93.2%となっている。

具体的な内容としては、「喫煙場所を設けること」51.4%が最も高く、次いで「たばこの煙を排気・除去する機器等を設置すること」30.6%、「禁煙場所を設けること」26.0%の順となっている。

喫煙者・非喫煙者別にみると、「事業所全体を禁煙にすること」（喫煙者4.0%、非喫煙者27.8%）、「会議、研修等の場所を禁煙とすること」（喫煙者12.5%、非喫煙者25.5%）について、喫煙者より非喫煙者の方がかなり高くなっている。（第31表）

第31表 職場における喫煙対策として望む内容別労働者割合

性、喫煙・非喫煙、受動喫煙の有無、喫煙で不快感、体調が悪くなることの有無	労働者計	喫煙対策として望む内容 (複数回答)											(単位:%)		
		喫煙対策として望むことあり	事業所全体を禁煙にすること	禁煙場所を設けること	喫煙場所を設けること	禁煙タイムを設けること	会議、研修等の場所を禁煙とすること	たばこの煙を排気・除去する機器等を設置すること	喫煙に対する健康指導を実施すること	喫煙対策の担当者、担当部署を決めること	喫煙対策のための委員会等を開催すること	浮遊粉じん、CO等の濃度を測定すること	その他	又は不明	喫煙対策として望むことなし
計	100.0	90.7	18.4	26.0	51.4	8.4	20.4	30.6	6.1	2.0	1.8	3.8	8.0	9.3	
男	100.0	90.6	16.3	25.3	52.2	8.0	22.1	29.6	5.6	2.1	2.0	4.0	8.6	9.4	
女	100.0	90.8	22.0	27.2	50.2	8.9	17.7	32.3	7.0	1.8	1.4	3.5	7.1	9.2	
(喫煙・非喫煙)															
喫煙者	[39.3]	100.0	86.8	4.0	22.6	51.8	7.5	12.5	31.4	4.6	0.7	0.9	2.9	11.0	13.2
非喫煙者	[60.7]	100.0	93.2	27.8	28.3	51.2	9.0	25.5	30.1	7.1	2.8	2.3	4.5	6.0	6.8
(受動喫煙の有無)															
ほとんど毎日ある	[45.0]	100.0	91.1	17.3	24.7	52.1	8.7	17.6	34.4	5.5	2.3	1.9	4.0	8.6	8.9
ときどきある	[33.2]	100.0	92.4	18.8	27.7	49.9	9.5	21.5	29.4	7.3	1.9	2.0	4.1	8.1	7.6
ない	[21.9]	100.0	87.2	20.3	26.3	52.4	6.1	24.5	24.6	5.7	1.5	1.2	3.2	6.7	12.8
(喫煙で不快感、体調が悪くなることの有無)															
よくある	[10.8]	100.0	99.5	54.8	25.0	48.2	10.9	35.0	36.5	13.0	9.4	7.2	9.4	3.4	0.5
たまにある	[26.3]	100.0	97.6	23.8	30.7	53.1	10.8	20.3	35.5	6.8	1.9	1.7	4.4	5.4	2.4
ない	[62.8]	100.0	86.3	9.9	24.3	51.3	6.9	17.9	27.5	4.7	0.8	0.8	2.6	9.9	13.7

(注) [ ]は、全労働者のうち「喫煙・非喫煙」「受動喫煙の有無」「喫煙で不快感、体調が悪くなることの有無」別の労働者の割合である。

## 8. 喫煙対策実施状況調査(官公庁施設)

### 喫煙対策実施状況調査の結果概要

平成17年5月23日  
人事院職員福祉局

人事院では、平成15年7月に「職場における喫煙対策に関する指針」(勤務条件局長通知)(参考1)を各府省へ発出し、喫煙対策を推進してきている。平成17年1月時点におけるこの指針の実施状況について調査した。

調査及びその結果の概要は次のとおりである。

(注)同様の調査は、平成9年4月の旧指針の発出後、平成11年10月時点でも行っている。

#### 1 調査対象官署

非現業一般職国家公務員(約30万人)の勤務する官署のうち本府省(37)、管区機関(194)は全官署、その他の官署は約10分の1を抽出した官署(612)の計843官署について調査した。

#### 2 調査時期

平成17年1月1日現在

#### 3 調査結果の概要

##### (1)「事務室内一切禁煙」の官署は9割弱(表1、表2、表3、参考2)

事務室内を禁煙にしている官署は、843中740(87.8%)であり、前回調査(平成11年実施)の30.5%を大きく上回っている。

しかし、指針の規定に反し、18官署(2.1%)で事務室内を、17官署(2.0%)で会議室内を依然として喫煙場所としている。また、(3)で述べるように83官署(9.8%)で事務室内に、25官署(3.0%)で会議室内に喫煙コーナーを設置している。

また、庁舎内を全面禁煙としていると考えられる「庁舎内に喫煙場所を設けていない」官署は83(9.8%)である。

##### (2)「喫煙室」のある官署は5割強で、屋外排気装置のある喫煙室は8割強(表3、

表4)

喫煙室を設置しているのは444官署(52.7%)である。

喫煙室の総数は1063室であり、このうち911(85.7%)は指針が求めている屋外排気装置を設置しているが、152(14.3%)では排気装置を設置していない。

(注)「喫煙室」は非喫煙場所と完全に仕切られている場所

(3)「喫煙コーナー」のある官署は5割強で、仕切りのないものは5割以上、屋外排気装置がないものは7割以上(表3、表5、表6、表7)

喫煙コーナーを設置しているのは448官署(53.1%)である。このうち、指針で禁止している事務室内の設置が83官署(18.5%)、同じく会議室内の設置が25官署(5.6%)である。

喫煙コーナーの総数は1471か所であり、このうち指針が求めている非喫煙場所との仕切りがないものが770(52.3%)、同じく排気装置がないものが1056(71.8%)である。

(注)「喫煙コーナー」は出入口等が仕切られていない場所

#### 4 各府省の今後の取組(表8)

庁舎内の全面禁煙を予定している官署は39(4.6%)であり、事務室内及び会議室内一切禁煙を予定している官署は77(9.1%)である。今回の調査結果と合わせると、今後ほとんどの官署で事務室内及び会議室内が禁煙となる。

また、指針の基準を満たすよう喫煙室又は喫煙コーナーの設置又は改善を予定している官署は274(32.5%)である。

#### 5 人事院の今後の対応

今回の調査結果から、事務室内の禁煙が進むなど、前回調査時点と比べると多くの府省で対策の取組が進められているものの、一部で事務室内及び会議室内禁煙が実施されていない官署があること、喫煙室の一部に屋外排気装置がないものがあること、喫煙室の設置が困難な場合に設ける喫煙コーナーについては設置場所が事務室や会議室であるものがあることや、設備面で仕切りがないものや屋外排気装置がないものが多数あることなど不十分な点が明らかとなった。これらの中には既に改善されたもの、又は今後改善予定のものも多いが、人事院としては、今後、これらについて調査結果を精査し、指針で各府省に遵守を求めていることを中心に個別に指導するとともに、研修会や監査等を通じて指針の周知徹底を図っていきたい。

以上

調査対象：843官署（本府省37、管区機関194、その他の機関612）

表1 庁舎外の喫煙場所の有無

	官署数（計）	本府省	管区機関	その他の機関
庁舎外に喫煙場所がある	312（37.0）	8（21.6）	64（33.0）	240（39.2）
庁舎外に喫煙場所がない	531（63.0）	29（78.4）	130（67.0）	372（60.8）

（注）（ ）内は調査官署数に占める割合（％）

表2 庁舎内の喫煙場所の有無

	官署数（計）	本府省	管区機関	その他の機関
庁舎内に喫煙場所がある	760（90.2）	37（100.0）	185（95.4）	538（87.9）
庁舎内に喫煙場所がない	83（9.8）	0（0.0）	9（4.6）	74（12.1）

（注）（ ）内は調査官署数に占める割合（％）

表3 庁舎内の喫煙場所（複数回答）

	官署数（計）	本府省	管区機関	その他の機関
事務室内一切禁煙	740（87.8）	35（94.6）	168（86.6）	537（87.7）
喫煙室	444（52.7）	28（75.7）	107（55.2）	309（50.5）
喫煙コーナー	448（53.1）	17（45.9）	122（62.9）	309（50.5）
事務室（喫煙コーナーを除く）	18（2.1）	1（2.7）	4（2.1）	13（2.1）
会議室（喫煙コーナーを除く）	17（2.0）	1（2.7）	3（1.5）	13（2.1）
食堂	19（2.3）	4（10.8）	5（2.6）	10（1.6）
その他	89（10.6）	4（10.8）	21（10.8）	64（10.5）
特に指定していない	2（0.2）	0（0.0）	0（0.0）	2（0.3）

（注）（ ）内は調査官署数に占める割合（％）

表4 喫煙室の設備

	計	本府省	管区機関	その他の機関
喫煙室数	1 0 6 3 ( 1 0 0 . 0 )	2 1 5 ( 1 0 0 . 0 )	2 5 2 ( 1 0 0 . 0 )	5 9 6 ( 1 0 0 . 0 )
排気装置を設置	9 1 1 ( 8 5 . 7 )	1 8 7 ( 8 7 . 0 )	2 2 3 ( 8 8 . 5 )	5 0 1 ( 8 4 . 1 )
空気清浄装置のみ設置	1 4 6 ( 1 3 . 7 )	2 8 ( 1 3 . 0 )	2 8 ( 1 1 . 1 )	9 0 ( 1 5 . 1 )
排気装置、空気清浄装置とも設置していない	6 ( 0 . 6 )	0 ( 0 . 0 )	1 ( 0 . 4 )	5 ( 0 . 8 )

(注) ( ) 内は喫煙室数に占める割合 (%)

表5 喫煙コーナーの設置場所 (複数回答)

	官署数 (計)	本府省	管区機関	その他の機関
廊下の一部	2 3 5 ( 5 2 . 5 )	9 ( 5 2 . 9 )	6 3 ( 5 1 . 6 )	1 6 3 ( 5 2 . 8 )
ロビーの一部	1 3 8 ( 3 0 . 8 )	6 ( 3 5 . 3 )	3 2 ( 2 6 . 2 )	1 0 0 ( 3 2 . 4 )
事務室の一部	8 3 ( 1 8 . 5 )	1 ( 5 . 9 )	2 2 ( 1 8 . 0 )	6 0 ( 1 9 . 4 )
会議室の一部	2 5 ( 5 . 6 )	0 ( 0 . 0 )	9 ( 7 . 4 )	1 6 ( 5 . 2 )
食堂の一部	1 4 ( 3 . 1 )	0 ( 0 . 0 )	5 ( 4 . 1 )	9 ( 2 . 9 )
休憩室の一部	5 5 ( 1 2 . 3 )	2 ( 1 1 . 8 )	6 ( 4 . 9 )	4 7 ( 1 5 . 2 )
その他	7 9 ( 1 7 . 6 )	4 ( 2 3 . 5 )	2 5 ( 2 0 . 5 )	5 0 ( 1 6 . 2 )

(注) ( ) 内は喫煙コーナーを設置していると回答した調査官署数に占める割合 (%)

表6 喫煙コーナーの構造

	計	本府省	管区機関	その他の機関
喫煙コーナー数	1 4 7 1 ( 1 0 0 . 0 )	9 5 ( 1 0 0 . 0 )	5 1 4 ( 1 0 0 . 0 )	8 6 2 ( 1 0 0 . 0 )
パーテーションを設置	6 2 5 ( 4 2 . 5 )	5 3 ( 5 5 . 8 )	2 7 4 ( 5 3 . 3 )	2 9 8 ( 3 4 . 6 )
パーテーションとスクリーンを設置	7 6 ( 5 . 2 )	2 3 ( 2 4 . 2 )	2 3 ( 4 . 5 )	3 0 ( 3 . 5 )
特に措置していない	7 7 0 ( 5 2 . 3 )	1 9 ( 2 0 . 0 )	2 1 7 ( 4 2 . 2 )	5 3 4 ( 6 1 . 9 )

(注) ( ) 内は喫煙コーナー数に占める割合 (%)

表 7 喫煙コーナーの設備

	計	本府省	管区機関	その他の機関
喫煙コーナー数	1 4 7 1 ( 1 0 0 . 0 )	9 5 ( 1 0 0 . 0 )	5 1 4 ( 1 0 0 . 0 )	8 6 2 ( 1 0 0 . 0 )
排気装置を設置	4 1 5 ( 2 8 . 2 )	5 8 ( 6 1 . 1 )	9 6 ( 1 8 . 7 )	2 6 1 ( 3 0 . 3 )
空気清浄装置のみ設置	9 0 8 ( 6 1 . 7 )	3 7 ( 3 8 . 9 )	4 0 5 ( 7 8 . 8 )	4 6 6 ( 5 4 . 1 )
排気装置、空気清浄装置とも設置していない	1 4 8 ( 1 0 . 1 )	0 ( 0 . 0 )	1 3 ( 2 . 5 )	1 3 5 ( 1 5 . 7 )

(注) ( ) 内は喫煙コーナー数に占める割合 (%)

表 8 今後の喫煙対策の取組 (複数回答)

	官署数 (計)	本府省	管区機関	その他の機関
庁舎内一切禁煙	3 9 ( 4 . 6 )	0 ( 0 . 0 )	8 ( 4 . 1 )	3 1 ( 5 . 1 )
事務室及び会議室内一切禁煙	7 7 ( 9 . 1 )	2 ( 5 . 4 )	1 6 ( 8 . 2 )	5 9 ( 9 . 6 )
指針を満たす喫煙室・喫煙コーナーの設置・改善	2 7 4 ( 3 2 . 5 )	1 2 ( 3 2 . 4 )	6 2 ( 3 2 . 0 )	2 0 0 ( 3 2 . 7 )
喫煙室の設置	1 1 9 ( 1 4 . 1 )	8 ( 2 1 . 6 )	3 3 ( 1 7 . 0 )	7 8 ( 1 2 . 7 )
喫煙コーナーの設置	1 8 ( 2 . 1 )	0 ( 0 . 0 )	2 ( 1 . 0 )	1 6 ( 2 . 6 )
喫煙室の改善	3 9 ( 4 . 6 )	1 ( 2 . 7 )	1 0 ( 5 . 2 )	2 8 ( 4 . 6 )
喫煙コーナーの改善	1 1 9 ( 1 4 . 1 )	5 ( 1 3 . 5 )	2 3 ( 1 1 . 9 )	9 1 ( 1 4 . 9 )
その他	1 2 7 ( 1 5 . 1 )	8 ( 2 1 . 6 )	3 1 ( 1 6 . 0 )	8 8 ( 1 4 . 4 )
予定なし	3 8 4 ( 4 5 . 6 )	1 9 ( 5 1 . 4 )	8 7 ( 4 4 . 8 )	2 7 8 ( 4 5 . 4 )

(注) ( ) 内は調査官署数に占める割合 (%)

(参考1)

喫煙対策に関する指針改定のポイント

	新人事院指針 (平 15.7.10)	旧人事院指針 (平 9.4.1)
原則	空間分煙が最低基準。 可能な範囲内で全面禁煙の方向。	原則として空間分煙。
喫煙場所	庁舎内に喫煙室。 困難なときは、喫煙コーナー。 可能な範囲内で、庁舎外に喫煙所。	喫煙室、喫煙コーナー等の設置。
喫煙コーナーの位置	事務室、会議室は不可。 食堂は勤務時間中は不可。	事務室、会議室、厚生施設以外の場所。 困難な場合は、事務室又は厚生施設。
喫煙場所の設備	屋外への排気装置。 喫煙コーナーは、他の区域と仕切る。	必要に応じ、煙の拡散防止設備、 煙の除去設備、煙の屋外排出設備、 空気清浄機、喫煙場所を他の区域と仕切るための設備等。
空気環境基準	喫煙室等及びその周辺の浮遊粉じん濃度 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下、一酸化炭素濃度 10ppm 以下。 喫煙室等へ向かう気流の風速 0.2m/s 以上。	なし
喫煙タイム	不可	喫煙コーナーを確保できない場合は、禁煙タイムを設定。 食堂は食事時間帯は禁煙。 会議中は禁煙。
禁煙サポート	健康診断の結果必要な者及び禁煙を希望する者に実施。	健康診断の結果必要な者に実施。 禁煙を希望する者に実施が望ましい。

(参考2)

喫煙対策実施状況調査（人事院職員局実施）

1 調査機関

1, 146官署（本省庁及び管区機関は全官署、その他の官署は抽出）

2 調査時期

平成11年10月

3 調査結果

	計	本省庁	管区機関・地方支分部局等
調査官署数	1, 146	44	1, 102
事務室内一切禁煙 官署数	349 (30.5%)	8 (18.2%)	341 (30.9%)

(注) ( ) 内は調査官署数に占める割合。

## 公共交通機関の受動喫煙防止対策取組み状況について

## (1) 鉄軌道駅、鉄軌道車両

## ➤ 公営地下鉄

- ・ 地下鉄については、駅構内、車両、ホーム上ともに全面禁煙を実施。

## ➤ 民鉄

## 【駅構内】

- ・ 平成15年5月1日より関東民鉄10社で、駅構内全面禁煙を実施。
- ・ 名鉄では、平成17年1月より駅構内全面禁煙を実施。
- ・ 関西民鉄各社では、ホーム上での分煙措置を実施。うち阪神と阪急では、朝夕の混雑時に禁煙タイムの設定。

## 【車 両】

- ・ 普通車両については全社禁煙。特急列車においては分煙措置。

## ➤ J R

## 【駅構内】

- ・ 駅構内の喫煙所の移設・集約及び喫煙室の整備を実施。
- ・ 首都圏エリアにおいて禁煙タイム(6:30-9:30)の設定。

## 【車 両】

- ・ 普通車両については全面禁煙を実施。
- ・ 特急列車については、全面禁煙(JR北海道(2006年3月から)、JR東日本(2007年3月から)、全席禁煙(JR四国(2008年3月から)、)又は喫煙車両の削減(JR東海・JR西日本・JR九州)を実施。

## (2) バス車両、バスターミナル

## ➤ 乗合バス

- ・ 法令により原則禁煙。

## ➤ 貸切バス

- ・ 実態上原則禁煙。

※ 旅行会社等によるチャーターの場合は原則禁煙。

特定の団体との貸切契約の場合は、喫煙は契約者の団体の判断による。

## ➤ バスターミナル

- ・ 平成15年5月1日より、一般バスターミナル事業者19社について、バスターミ

ナル、ロビー及び待合室の全面禁煙、又は分煙化を実施。

### (3) タクシー

#### ▶ 法人・個人タクシー

- ・ 2007年3月末時点で、全国の法人・個人事業者の禁煙タクシー車両数は12,461台で、全タクシー車両数に占める割合としては5%程度。
- ・ 最近では、2006年4月から実施した大分市をはじめ、2007年5月からの名古屋市とその周辺地域などで、業界団体の主導により、一定の地域を全面的に禁煙化する取組みが増加してきており、2008年1月からは東京都内で全面禁煙化を実施。
- ・ 地域における全面禁煙化の増加により、2008年3月1日現在の全国の法人・個人事業者の禁煙タクシー車両数（概数）は約13万台となり、全タクシー車両数に占める割合としては約50%まで急増。

※ 全国乗用自動車連合会及び全国個人タクシー協会調べ（概数は2007年3月末の数値に新聞記事等から集計した数値を加えたもの）。

### (4) 航空機、航空旅客ターミナル

#### ▶ 航空機

- ・ 既に機内禁煙を実施。

#### ▶ 航空旅客ターミナル

- ・ 羽田空港等主要空港において建物内に喫煙室を設置し、分煙を実施。

### (5) 旅客船、ターミナル

#### ▶ 旅客船

- ・ 主要航路及び長距離フェリーにおいては、分煙措置を行っているところ。
- ・ 離島航路については、一部において分煙措置を行っているところ。

#### ▶ 旅客船ターミナル

- ・ 主な旅客船ターミナルにおいては、建物内に喫煙室の設置等を行い分煙を実施。